

四万十町文化的施設「愛称」募集要項

1. 趣 旨

四万十町では、図書館・美術館・展示・コミュニティの4つの機能を備えた複合拠点施設として「四万十町文化的施設」の整備を進めています。この施設は、町民の学び合いや活動を支援するとともに、世代や分野を超えた多様な人々が集う場として出会いや交流を促し、この町の文化の振興とまちづくりに資することを目的としています。

つきましては、本施設が町民の皆様をはじめ、利用される方々にとって身近で親しみのある施設となるよう本施設の「愛称」を募集します。

▶施設全体の愛称となるとともに、「四万十町文化的施設〇〇〇（採用された愛称）」としての使用を予定しているため、このような呼称ができるような愛称としてください。

▶愛称は、施設サイン（看板等）をはじめ、各種印刷物や広報等に使用します。

2. 愛称の基準・条件

- (1) 施設の目的や特徴がイメージできるもの
- (2) 誰もが親しみやすく、覚えやすいもの
- (3) 自作かつ未発表のもので第三者が有する著作権等の権利を侵害しないもの

【参考】四万十町文化的施設の基本構想・基本計画・完成予想図等は、こちらからご覧ください。

URL : <https://www.town.shimanto.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=10838>



3. 募集期間

令和5年7月25日（火）から令和5年9月22日（金）17時（必着）まで

4. 応募資格

どなたでも応募できます。

5. 応募点数

1人3作品までとします。 ※4作品以上応募された方は失格とします。

6. 応募方法

下記の必要事項をご記入のうえ、四万十町役場本庁（企画課）、大正・十和地域振興局、興津出張所及び町立図書館（本館）にある応募箱に投函するか、郵送・Eメール又は応募専用フォーム（インターネット）にてご応募ください。

【必要事項】

・必要事項として、応募用紙等に必ず次の(1)～(6)を記入してください。

- (1) 愛称（ふりがなもご記入ください）
- (2) 愛称の説明（愛称の意味・理由等）※長くても100文字程度でお願いします。
- (3) 応募者の氏名（ふりがなもご記入ください）
- (4) 応募者の住所（市区町村名まで）
- (5) 応募者の年齢
- (6) 応募者の連絡先（電話番号）

・必要事項の記入があれば、任意の用紙で応募できます。

・必要事項に記入漏れがあった場合、その応募については無効となります。

【応募先及びお問い合わせ先】

宛 名： 四万十町役場企画課文化的施設整備推進室

住 所： 〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17

電 話： 0880-22-3124

Eメール： 103090[アットマーク]town.shimanto.lg.jp

※[アットマーク]部分を「@」に置き換えてください。

応募フォーム： <https://forms.gle/Y6nyBSTnMU9qQMvH8>

※右の QR コードからも応募できます。



【応募専用フォーム】

7. 賞及び副賞

- ・最優秀賞：1 作品（賞金 3 万円）、優秀賞：3 作品（賞金 5 千円）とします。
 - ・同一作品に複数の応募があった場合は、抽選とします。
 - ・賞金は、預金口座への振り込みとします。
- ※18 歳未満の方は保護者の同意を得た方法等によりお渡しします。

8. 選定方法及び結果の公表

- ・選定方法は、四万十町文化的施設愛称選定委員会において、後日決定します。
 - ・選定結果は、令和 5 年 11 月頃に町ホームページにおいて公表する予定です。
- ※受賞者を除き、応募者への個別通知は行いません。
- ・選定の過程や結果等に対する個別のお問い合わせには、応じられません。
 - ・応募のあった全ての作品（愛称）及びその説明文については、応募者の個人情報を除いて、町広報紙やホームページなどで公表する場合があります。

9. 個人情報の取り扱い

- ・応募に伴い取得する個人情報については、本愛称選定業務以外では使用しません。ただし、受賞者の氏名、住所（市区町村まで）及び年齢については、公表する場合があります。

10. 留意事項

- (1) 本要項に記載されている内容については、応募をされた時点で同意を得たものとします。
 - (2) 応募者は、本募集要項を遵守するものとし、違反をした場合は失格とします。なお、受賞後であっても本募集要項に違反していることが確認できた場合は、受賞を取り消したうえで失格とします。
 - (3) 応募作品のうち、最優秀賞となった愛称及び愛称の説明（以下「愛称等」という。）を、正式採用とします。
 - (4) 応募作品のうち、最優秀賞※となった愛称等に係る、著作権をはじめとする知的財産権及びその他一切の権利は、四万十町に帰属するものとします。また、応募者は愛称等に係る著作人格権を行使しないものとします。
- ※選定過程において「愛称の説明（理由等）」の違いにより選定に至らなかった愛称及びその応募者を含みます。
- (5) 応募作品について、著作権をはじめとする知的財産権及びその他一切の権利に関する問題が生じた場合は、全て応募者の責任となります。
 - (6) 応募に要する費用は、応募者が負担するものとします。
 - (7) 応募された応募用紙等は、返却しません。
 - (8) 郵送等における作品の紛失については、責任を負いません。

以上